

令和元年6月24日

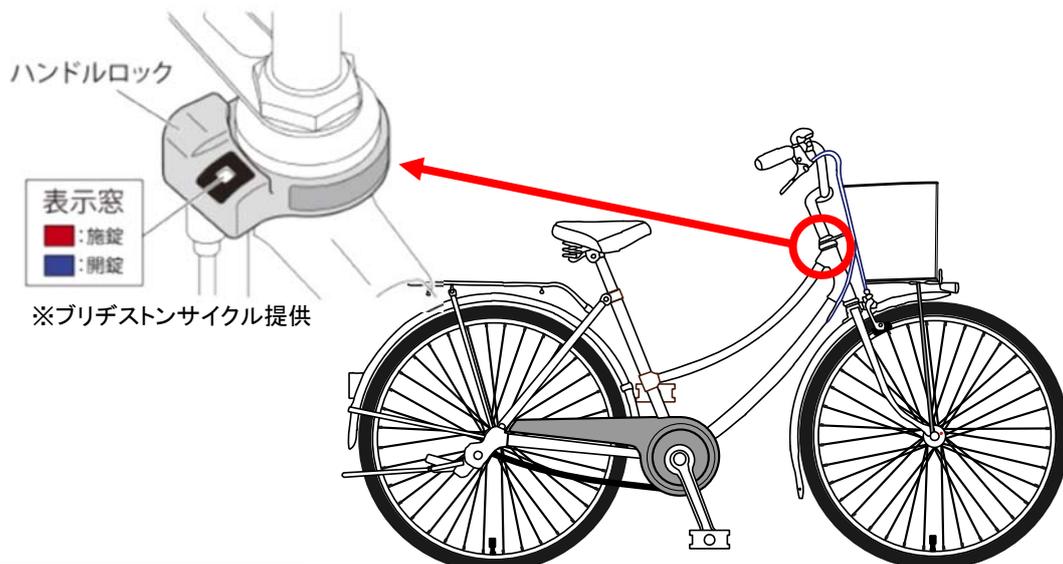
## ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたら すぐに自転車の使用を中止してください！

ブリヂストンサイクル株式会社が平成15年9月から平成27年5月までに製造し、ブリヂストンサイクル株式会社及びヤマハ発動機株式会社がそれぞれ販売したハンドルロック「一発二錠<sup>1</sup>」を搭載した自転車・電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生しています。該当製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損している場合はすぐに自転車の使用を中止してください。

この注意喚起は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき公表するものです。また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

### 1. 該当製品について

ブリヂストンサイクル株式会社（以下「ブリヂストンサイクル」という。）が平成15年9月から平成27年5月までに製造し、ブリヂストンサイクル及びヤマハ発動機株式会社（以下「ヤマハ発動機」という。）がそれぞれ販売したハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車。



<sup>1</sup> 「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する機構。

## 2. 該当製品をお持ちの方へ

ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車を御使用の方は、乗車前に以下の2項目を必ず確認し、異常が確認された場合は、すぐに自転車の使用を中止してください。ケースの破損だからとあって乗り続けていると危険です。

### (1) ハンドルロック「一発二錠」のケースの破損

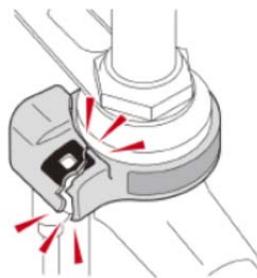
ハンドルロック「一発二錠」は、異常な強い力が加わると、内部の部品が破損しないように、ケースの表示部分が割れて異常を知らせる構造になっています。ケースの表示部分が割れていないか確認してください。



正常な状態



破損した状態



#### 黒色ラベル:対象製品



平成 15 年 9 月から平成 27 年 5 月までに製造

#### 白色ラベル:対象外製品



※図及び写真はブリヂストンサイクル提供

### (2) ハンドルロック表示窓・ハンドルの動き

ハンドルロックには、施錠・開錠を識別する表示窓があります。後輪錠を操作したときに、施錠時に「赤」、開錠時に「青」を確実に表示するか確認してください。また、開錠時、ハンドルの動きに引っかかりがないかも確認してください。

なお、ブリヂストンサイクル及びヤマハ発動機では、以下のとおり、無償点検・改修を実施しています。

ブリヂストンサイクル URL : <https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機 URL : <https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/>

### 3. 事故情報について

該当製品に関する事故情報については、令和元年6月24日時点において、消費者安全法第12条第1項の規定に基づき、2件の重大事故等が通知されており、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、ブリヂストンサイクル及びヤマハ発動機から6件の重大製品事故の報告（うち2件は消費者安全法第12条第1項に基づく重大事故等と同一。（2）記載以外の3件は調査中）がありました。

#### （1）消費者安全法第12条第1項の規定に基づく重大事故等

事故発生日	通知受理日	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県
平成29年4月6日	平成29年8月30日	重傷1名（靱帯損傷等）	電動アシスト自転車で走行中、当該製品のハンドルがロックし、転倒、負傷した。（事業者ブリヂストンサイクル）	東京都
平成29年5月31日	平成29年7月21日	重傷1名（骨折等）	自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。（事業者ブリヂストンサイクル）	東京都

#### （2）消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく重大製品事故（上記（1）の重大事故等と同一のものを除く）

事故発生日	報告受理日	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県
平成30年8月3日	平成30年9月12日	重傷1名（擦過傷）	電動アシスト自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。（事業者ヤマハ発動機）	東京都

その他、現在、原因調査中ですが、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車を走行中にハンドルがロックし、使用者が重傷を負った重大製品事故等が3件報告されています。

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

加藤、睦門、田中

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>